

## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）管理業務仕様書

この仕様書は、東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区。以下「日本海エリア」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことにより快適な施設環境を作るとともに、施設の利用の向上に努めるものとする。

## 1 管理運営方針

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また各施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- (3) 広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ること。
- (4) パークビジョンを踏まえ、キャンプ場、サイクリングロード等の施設や自然環境の特色を活かし、海浜のレクリエーション、自然とのふれあい等のアウトドアを楽しめるよう公園の魅力向上を図るとともに、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (5) 公園に親しみ愛着を深めてもらう仕組みを構築し、公園利用の活性化に繋げること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高め、公園の活性化及び利用の促進に努めること。
- (7) 県、周辺自治体、関係団体及び周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえて管理運営を行うこと。

## 2 管理の基準

### (1) 受付案内業務

指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ、公園施設の利用申込等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。

なお、施設に寄せられた意見、苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、県に報告を行うこと。

### (2) 有料公園施設の利用許可・取消し等業務

ア 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例31号。以下「都市公園条例」という。）第8条第3項の規定に基づく有料公園施設の利用の許可、利用の禁止又は制限に係る業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は、当該規程を県に届け出ること。

利用の手続を定めるに当たっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。

イ 施設の利用の許可に当たっては、利用申込書において、都市公園条例に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約せるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。

ウ 業務に当たっては、施設の公平な利用や安全性の確保について十分配慮すること。

### (3) 公園施設における行為許可・取消し等業務

都市公園条例第7条の規定に基づく公園施設における行為許可業務及び同条例第17条第1項の規定に基づく行為許可の取り消し等は、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

### (4) 公園施設における占用許可・取消し等業務

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が日本海エリアの設置目的の範囲内で行う同法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

### (5) 利用料金の徴収、減免、返還

上記（2）～（4）の許可に係る利用料金の徴収、減免、返還業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は当該規程を県に届け出ること。

### 3 日本海エリアの地区別留意事項

#### (1) はわい長瀬地区

サイクリングロードや芝生広場等の施設が整備されている。これらの施設を適切に維持管理し、サイクリング、散策等の自然とのふれあいを楽しめるエリアとし、利用の促進を図ること。

なお、地区内には保安林地区があるため管理にあたって留意すること。

#### (2) 宇野地区

キャンプ場、シャワー設備等の施設が整備されている。これらの施設を適切に維持管理し、キャンプ等のアウトドアが楽しめるエリアとして利用の促進を図ること。

なお、地区内には保安林地区があるため管理にあたって留意すること。また、駐車場より海側・東側の遊歩道については、落石の危険があるため進入禁止措置をおこなうこと。進入禁止区間については指定管理区域から除外する。

### 4 施設設備の維持管理

業務にあたっては、各施設・設備の機能・状況を把握した上、適切に実施するとともに、業務記録を作成し、指定期間終了後5年間保存すること。

植栽等の維持管理業務や設備等の保守点検業務を専門業者に委託する場合にも、指定管理者は作業内容等を掌握するとともに作業の完了確認をし、業務記録等を指定期間終了後5年間保存すること。指定管理者は、施設や設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のため応急措置や修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

ただし、業務記録等を作成した年度の翌年度から起算して5年を経過した後は、県と協議の上、当該業務記録等の内容を記録した電子データ等の保存によることができる。

#### (1) 清掃業務

公園内の建物内、園路、芝生及びトイレ等の清掃業務。下記によるほか、現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上、必要と認められる作業は行うこと。

(2) の清掃業務の内容及び留意点に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが原因で利用者から苦情等生じた場合は、別途県から清掃を指示するものとする。また、清掃作業の行程は、応募者が提出する事業計画書（様式2）で提案された内容のとおりとする。

##### ア 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来園者等への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

##### イ 使用材料

(ア) 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

(イ) 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレットペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JISマーク商品等）のあるものを、指定管理者の負担で用意すること。

#### (2) 清掃内容

##### ア 園地清掃

(ア) 拾い清掃や掃き清掃により園路や側溝、用水路、園地が常時きれいな状態となるよう努めるとともに、ゴミは分別を行った上、所定場所に集積し、散乱を防ぐこと。

(イ) 排水設備の機能が維持されるよう定期的に点検すること。

##### イ トイレ清掃

(ア) 作業中は利用者の利便性に十分配慮すること。

(イ) 衛生器具（便器、手洗器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常時清潔な状態に保つとともに、詰まり等には速やかに対処すること。

(ウ) ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。

##### ウ 廃棄物の処理

清掃等で収集した廃棄物は、分別を行った上で公園内に集積し、廃棄物の処理に関する関係法令に基づき適切に処理すること。

#### (3) 消防設備の保守

消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、消火器の点検を専門業者により実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

外観・機能点検：年1回　総合点検（外観・機能点検を含む）：年1回

イ 消防用設備の概要

（ア）消火器

（4）施設の警備

日本海エリア内の犯罪防止のための業務。開園時間内に適宜施設の巡回を行うほか、不審者を発見した場合等は、犯罪の防止に適切な対応をすること。

（5）遊具点検保守業務

目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。

設置されている遊具のうち現在使用可能なものは、その状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じること。また、撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

点検業務については、別添の「遊具等施設の安全点検業務仕様書」に基づき実施すること。なお、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全な状態を確保するため必要な処置を講じること。

（6）植栽の管理

日本海エリア内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務。別添「植栽管理業務仕様書」によるこ

と。なお、景観又は生育において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、良好な状態に保つために必要な措置を講ずること。

（7）松くい虫防除（地上散布）業務

日本海エリア内の保安林における、松くい虫防除（地上散布）業務。別添「松くい虫防除（地上散布）業務仕様書」によること。

（8）施設の修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めるとともに、部品交換や施設等の補修修繕及び修繕情報を記録、保存する業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

ア 日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換。

イ 利用者の安全確保、施設等の長寿命化・耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）の計画を策定し、適切に修繕を実施すること。

ウ 発注1件当たり50万円未満の施設等の修繕（改良など原状復旧以外の方法による場合は、予め県に協議するものとすること。）

エ 施設の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者へ指示するもの。

上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行い、対応を協議すると共に、県は管理上修繕が必要と判断したものについて県の負担により修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録は、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕内容、修繕の要因、施工時期などを勘案し、主たる業務内容が同一業種の業者に発注するものをいう。

（9）その他の施設・設備

その他の施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

ア 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。

イ 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

## 5 利用促進、サービス向上

- (1) 指定管理者は利用者のニーズの把握等によるサービスの向上、柔軟な発想による施設運営により、これまで以上の利用の促進に努めること。
- (2) ホームページやSNS等による広報を積極的に実施すること。なお、公園の魅力発信に加え、イベント等の活用例を紹介するなど、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (3) 日本海の眺望、キャンプ場、サイクリングロード等、日本海エリアの特長を活かした見所の演出により公園の魅力向上を図り、集客を促進すること。また、東郷湖羽合臨海公園全域や公園の見所等を発信及び案内できる人材育成にも努めること。
- (4) 自主事業等の実施
  - ア 地元観光協会等と連携し、ウォーキングやサイクリング等を推進する取組を実施すること。
  - イ イベント等の自主事業の実施や誘致を行い公園の利用促進を図ること。
  - ウ はわい長瀬地区は宇野地区に比べ利用頻度が低い状況であるが、サイクリングロード、芝生広場等の利活用策があれば事業計画書に記載すること。

### (5) 施設及び設備の設置

#### ア 施設及び設備の新規設置等

- (ア) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替え（以下「施設の設置等」という。）を行うことができる。ただし、この場合は県に協議を行うこと。

#### (イ) 留意事項

- a 施設の設置等を行った場合は、指定期間終了までに、指定管理者の負担により原状に回復すること。ただし、県の承認を得た場合はその限りではない。
- b 日本海エリアの設置目的に反するものではないこと。

#### イ 自動販売機の設置

##### (ア) 設置の報告

施設内の自動販売機の設置については、施設利用者の利用の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、鳥取県知事に対して設置許可申請を行うこと。なお、自動販売機設置に係る収入は、指定管理者が自らの収入として收受することができる。

この場合においては、指定管理者は、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

#### (イ) 留意事項

- a 現在の設置場所及び台数は、別添「自動販売機設置一覧」のとおりである。設置にあたっては、施設の目的、防災面、施設機能等を考慮した上で必要最低限の台数とすること。
- b 設置にあたっては、次の点を要件とする。
  - (a) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは販売しないこと。
  - (b) 青少年に有害な書籍、玩具等は販売しないこと。
  - (c) ゲーム機類等は設置しないこと。
- c 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
- d 上記cの再委託にあたっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の指定期間の終期を限度とすること。

## 6 事件・事故の防止措置と緊急時の対応等

### (1) 緊急時の対応

- ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。なお、緊急時の対応マニュアルは、あらかじめ県に報告を行うこと。
- イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

- ウ 次のいずれかに該当する場合には、日本海エリアの使用について県の指示に従わなければならない。
- (ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、日本海エリアを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
  - (イ) 日本海エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
  - (ウ) 日本海エリアについて、鳥取県又は湯梨浜町から、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）又は湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があつたとき。
- エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために日本海エリアを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。
- (2) 事故が発生した場合の報告及び公表
- ア 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。
- なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。
- イ 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
  - ウ 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。
- (3) 保険の加入
- 施設利用者の事故等に対応するための、次の補償内容以上の保険に加入すること。
- ア 施設賠償責任
- 施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保するもの。
- (ア) 補償内容
    - ・対人賠償限度額 1名につき30,000,000円  
1事故につき300,000,000円
    - ・免責各々1事故につき1,000円以下
- (イ) 上記保険については公園内すべての施設、区域を対象とすること。

## 7 人員体制

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、利用者の利便性に考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあつた適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 管理責任者を1名専任すること。
- (3) 施設での突発的な出来事に対応するため、管理責任者または職員が1時間以内を目安に現場に到着できる体制を確保すること。
- (4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとすること。
- (5) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとすること。
- ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
  - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項がある

と認めるときは、指定管理者の総会等及び知事へ報告すること。

ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

## 8 その他

### (1) 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者に発注する必要が生じた場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

### (2) 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

ア 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

### (3) 県及び関連施設管理者との連携業務

ア 指定管理者の業務範囲である有料公園施設の利用許可、公園施設における行為許可及び占用許可（都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に限る。）以外の次の許可については、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。（行為許可及び占用許可は、現在、県が行っているが、指定管理期間中は、指定管理者が行うこととする。指定管理期間前に県が行った許可のうち、許可期間の終期が指定管理期間中となるものは、指定管理者が許可したものとみなす。）

#### (ア) 公園施設の設置管理許可（都市公園法第5条）又は占用許可（同法第6条（※））

日本海エリア内に公園施設又はそれ以外の工作物等を設置等する場合

※都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、日本海エリアの設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設置する場合は指定管理者が許可を行う。

#### (イ) 行政財産の目的外使用許可（鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第11条）

イ 日本海エリアの管理を円滑に行うために、アの（ア）及び（イ）の許可を受けた者（以下「許可施設管理者」という。）と必要な協議・連携を行うこと。

ウ 日本海エリア内の許可施設管理者は「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）に係るPark-PFI事業者・指定管理者募集要項」の添付資料「許可施設一覧」のとおりである。なお、許可施設管理者が日本海エリアの電気設備、水道設備を利用する場合は、指定管理者は、利用に係る光熱水費を徴収すること。

なお、キャンピングセンターについては指定管理区域外であり、指定管理者による管理や光熱水費の徴収は不要である。

エ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のため施設内駐車場を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県に納入する必要があること。この場合において、県は指定管理者に公園の管理に支障がないことを確認の上、許可することとしているので、留意すること。なお、指定管理者の職員の使用料については、都市公園条例の規定に基づき、減免することができる場合がある。

オ 県が業務に必要なため資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力、対応すること。

### (4) 記録の作成・保存

管理運営及び経理状況について帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求める場合には、指定管理者は速やかに県の指示に従い、対応すること。

なお、収支状況及び業務記録は、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類等は指定期間

終了後、5年間保存すること。

ただし、帳簿等を作成した年度の翌年度から起算して5年を経過した後は、県と協議の上、当該帳簿等の内容を記録した電子データ等の保存によることができる。

(5) 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 物品の管理

ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないように、物品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

イ 県が貸与した物品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した物品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、県が貸付する物品について、指定管理者に無償で貸し付け、県及び指定管理者は別途貸付契約を締結すること。

なお、物品の借受者である指定管理者は、当該物品を適正に管理するとともに、県が必要と認めたとき、又は貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品とを照合し、その照合結果を県に報告しなければならない。

また、貸付物品をき損し、又は亡失したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書により県に報告すること。

ウ 指定管理者は、県の所有に帰属する物品が不用となった場合には、県と協議の上返還すること。

エ ウにより物品の数量等に異動があった場合及び県が新たに物品を貸与した場合は、県が提示した物品台帳により整理すること。県の所有物品の管理を適正に行うため、物品の取扱責任者を設置すること。

オ 物品のうち、日本海エリアの利用者に貸し出すものは、利用料金を知事の承認を得て定め、指定管理者が定める規定により貸し出しを行うこと。

カ 物品の修繕が必要な場合は、指定管理者の修繕業務（発注1件当たり50万円未満に限る）の範囲で実施すること。

物品のうち、備品の更新及び新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。県は購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸し付ける。

※備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

キ 県の所有物品について次のようなことを行わないこと。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県に協議したものは除く。

ク 県が貸付を行う物品のうち、自動車については、上記の他、次の点についても留意すること。

(ア) 交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないよう使用すること。

(イ) 自動車検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受検すること。また、加入済みの自動車賠償責任保険の保険料を支払うこと。なお、任意保険については指定管理者が加入し保険料を支払うこと。（任意保険の補償内容は県が加入する任意保険と同等以上とする。）

(ウ) 交通事故により第三者に与えた損害は、任意保険への加入により、指定管理者が損害を賠償すること。

(エ) (イ)、(ウ)のほか、事故等による修繕に必要となる経費は、指定管理者の負担とすること。

(7) リース物件の取扱い

指定管理者が機器等をリース契約する場合には、指定期間を越えない期間とすること。

ただし、次期指定管理者が指定切替え後も同条件において契約を引き継いで使用する場合又は、契約を継続しないことにより発生する違約金を負担する場合はこの限りではない。

(8) AED（自動体外式除細動器）の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

### ※AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう、最低年1回定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれのあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

(9) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理ことどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(10) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(11) 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、つぎのとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
300万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
300万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

(12) 環境に配慮した施設運営

利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

(13) 喫煙対策

日本海エリアの建物内は原則禁煙とし、必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。

(14) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱

指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担すること。

(15) 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(16) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の運営財源の確保や知名度向上等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、日本海エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

(17) ドクターヘリ及び防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場としての使用

はわい長瀬地区新川公園の芝生広場については、ドクターへリ又は防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として使用する場合がある。離着陸場として使用する場合は、公園利用者の安全の確保に協力すること。

【添付資料】

- (1) 植栽管理業務仕様書 (資料A)
- (2) 自動販売機設置状況一覧 (資料B)
- (3) 遊具等施設の安全点検業務仕様書 (資料C)
- (4) 松くい虫防除 (地上散布) 業務仕様書 (資料D)